

資料 14

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為が実施できます。

1 実施可能な医行為について

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

2 研修課程の類型について

区分	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者対象 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者対象 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害等の重度障害者などを想定）
医行為の範囲	制度化された医行為全てを行う類型	任意の1行為から選択可能な類型	制度化された医行為のうち特定者に必要な行為のみ行う類型
研修カリキュラム	○基本研修（講義50時間+演習） ○実地研修		○基本研修（講義8時間+演習） ○実地研修
研修指導者としての要件（宮城県の場合）	医師・看護師等で ①国が実施する指導者養成研修受講修了者 ②県が開催する伝達講習受講修了者		医師・看護師等で、国が作成したマニュアル・DVDにより「自己学習」を修了した者
認定特定行為業務従事者認定者数 (平成29年4月1日現在)	40人	466人	2,838人

3 注意事項

①認定特定行為業務従事者の認定について

○研修修了者の認定特定行為業務従事者認定証交付申請について

研修を修了しましたら、認定特定行為業務従事者認定証を交付しますので、交付申請の手続きをして下さい（社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（以下「法」という）附則第3条第1項）。

1, 2号 長寿社会政策課 022-211-2549 3号 障害福祉課 022-211-2543

②登録特定行為事業者の認定について

○事業者登録の手続きは済んでいますか

認定特定行為業務従事者認定証を有する職員が配置されていても、それだけでは喀痰吸引等を行うことはできません。登録を受けないで特定行為業務を行った者には、法附則第23条第1項による罰則規定が適用されますので、ご注意下さい。

○変更届出漏れはありませんか

認定特定行為従事者の増減等があった場合、変更手続届の提出が必要です。（法附則第20条第2項）

○事業者登録の更新漏れはありませんか

事業者として登録されていない特定行為を行うことはできません。特定行為を追加して行う場合は、事業者登録の更新が必要です。（法附則第20条第2項）

○辞退届出の提出

喀痰吸引等の業務を行う必要がなくなった場合は、認定を辞退する1か月前までに辞退届出書の提出が必要です。（法附則第20条第2項）

③登録研修機関の登録について

○更新申請に漏れはありませんか

登録研修機関の登録有効期間は登録日から5年間です。引きつづき登録される場合は、満了日の1か月前までに更新手続きが必要です。（法附則第9条）

④3号研修指導者について

○自己学習実施報告書の提出漏れのはありませんか

登録研修機関に自己学習の申込みを行った後、DVDの視聴や指導者用マニュアルでの自己学習を終えた際に、自己学習実地報告書の県への提出が必要です。

（宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施要綱）

参考

喀痰吸引等に関するホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/list1734-5219.html>

資料 15

平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

1 処遇改善加算の区分について

キャリアパス要件

- I・・・職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- II・・・資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- III・・・経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（平成 29 年度から新設）

職場環境等要件

- ① 賃金改善以外の処遇改善を実施すること（平成 27 年 4 月以降）
- ② 賃金改善以外の処遇改善を実施すること（平成 20 年 4 月以降）

- キャリアパス要件 I～III＋職場環境等要件①を満たす → 加算（I）
- キャリアパス要件 I 及び II＋職場環境等要件①を満たす → 加算（II）
- キャリアパス要件 I 又は II＋職場環境等要件②を満たす → 加算（III）
- キャリアパス要件 I，II，職場環境等要件②のいずれかを満たす → 加算（IV）
- キャリアパス要件 I，II，職場環境等要件のいずれも満たさない → 加算（V）

2 届出期日について

平成 30 年 4 月 13 日（金）必着

※期日を過ぎて到着した場合は、4 月 1 日からの加算適用されませんので、期日を厳守願います。

※すでに御提出いただいている場合は、再度の提出は不要です。

3 届出先

(1) 仙台市以外の事業所を法人一括届出する場合…**県障害福祉課**

(2) 仙台市以外の事業所を単独届出する場合

イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、共同生活援助（日中サービス支援型を含む）、短期入所及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合を除く。）、居宅訪問型児童発達支援

…**事業所を所管する県保健福祉事務所又は同地域事務所母子・障害担当班**

ロ イ以外の障害福祉サービス、障害児入所支援及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合のみ）

…**県障害福祉課**

※基準該当事業所は指定を受けている市町村の障害福祉担当課、仙台市内の事業所には仙台市障害者支援課

4 届出書類

障害福祉課 HP に掲載しています。

5 不適切な賃金改善事例について

- (1) 対象外の職種（管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・看護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・栄養士・調理員等の専門職・事務員）に対する賃金改善を「加算による賃金改善」として届出している。
- (2) 特定の職員に対して不当に偏った賃金改善がなされている。
- (3) 賃金改善を拡大解釈している。
- (4) キャリアパス要件や職場環境等要件を満たすための取組みに要する費用を賃金改善額として計上している。
- (5) 賃金改善計画の周知が不徹底である。
- (6) 賃金改善総額が加算による収入額を下回っている。

6 その他

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る新サービスのうち、「共同生活援助（日中サービス支援型）」及び「居宅訪問型児童発達支援」は加算算定対象サービスとなります。就労定着支援及び自立生活援助は算定対象外となりますので、御留意ください。

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

平成30年4月から障害福祉サービス等情報公表制度が施行されますので、以下のことにご留意願います。

1 目的

利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすることと、事業者によるサービスの質の向上のために、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を県へ報告することを求めるとともに、②県が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする。

2 実施主体

県

- ※ 障害福祉課と保健福祉事務所の事業所指定権限に基づき、公表制度事務を行います。
- ※ 市町村指定の計画相談支援と障害児相談支援の報告先は県となり、当該市町村管轄の保健福祉事務所が公表します。
- ※ 仙台市内に事業所がある事業者については、仙台市内の事業所に関する報告先は仙台市になります。

3 公表対象となる事業者

- ①指定障害福祉サービス等の指定を受けている事業者。（基準該当サービスを除く）
- ②平成30年度中に指定障害福祉サービス等について、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者
 - ※ 指定事業所（サービス）ごとに報告する必要がありますので、事業所の新規指定を受けた場合には、報告が必要。

4 報告・公表事項

- ・ 利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- ・ ①基本情報：法人・事業所等の所在地，電話番号，従業員数，サービスの内容等の基本的な情報。
- ・ ②運営情報：利用者の権利擁護の取組，サービスの質の確保の取組，適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報

5 報告時期

指定障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度県において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所の指定権者である県に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

6 報告方法

- 現在，独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET）を改修し，「障害福祉サービス等情報公表システム（仮称）」に障害福祉サービス等情報を入力し，県へ報告する。
 - ※ 平成30年4月から報告の受付開始予定で，平成30年9月に全国一斉公表予定，その後は随時公表。
 - ※ 福祉医療機構より，事業者へログインID・パスワード配布されるので，事業者側で受領し，システムへログイン
 - ※ 事業者は必要に応じて事業所担当者にログインIDとパスワードを共有し，システムへ基本情報及び事業所の運営情報（基本情報以外の情報）を入力した上で，県へ報告
 - ※ 事業者・事業所ともにインターネット環境がなく，システムに入力できない場合には，県へご相談ください。
 - ※ 複数の都道府県に事業所を持つ事業者においては，宮城県内（仙台市を除く）の事業所情報の報告については，福祉医療機構から宮城県内用に付与された事業者IDを使用する。

7 システムの概要

- 情報の公表に当たっては，利用者等の利便性を確保するために，全国一律のシステムを構築し，インターネット上で全国の事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- 障害福祉サービス等情報の県への報告及び公表についても，当該システムを通じて行う。

8 公表方法

- 県は，指定権限に基づくサービスごとに事業者から報告された障害福祉サービス等情報について，システム上で確認・受理し，当該システムにより公表する。
 - ※ 報告内容に修正が必要と判断される場合には，システム上で差し戻しの処理を行います。
 - ※ 報告内容に，虚偽報告が疑われる場合等においては，必要に応じて訪問調査を実施し，結果を公表する。
なお，実地指導時に確認する場合があります。

9 処分等

- 調査の結果，改善命令や命令に従わない場合には指定取消等の処分を検討することになります。

10 今後の手続き

- 平成30年2月19日付け障号外「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」により平成30年3月1日までに福祉医療機構登録のための法人メールアドレスを県へ情報提供いただいている事業者については，福祉医療機構から電子メールで通知が届きます。
- 福祉医療機構登録のための法人メールアドレスの県への情報提供がないなどの事業者については，福祉医療機構へ4月以降直接問合せいただき，ログインIDとパスワードを受領の上，基本情報と運営情報を入力し，県へ報告する必要があります。

社会保障審議会障害者部会

第88回(H29.12.11)

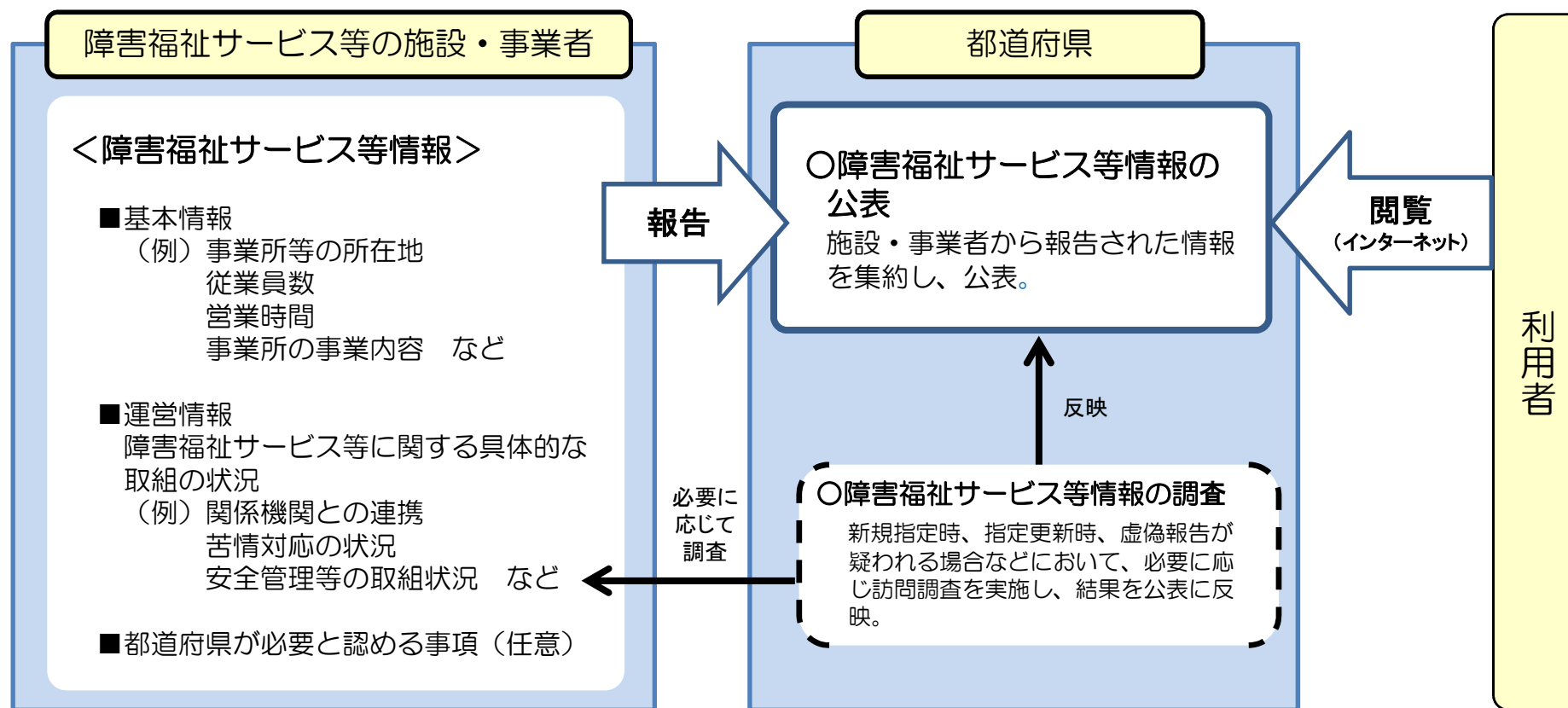
資料3

障害福祉サービス等情報公表制度 の施行について

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。

※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

(2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」を立ち上げる予定。
- ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

(2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行								障害福祉サービス等情報の公表開始
	システム改修等			試行運用	システム運用						
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録			受理・確認						
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録			都道府県等へ報告						

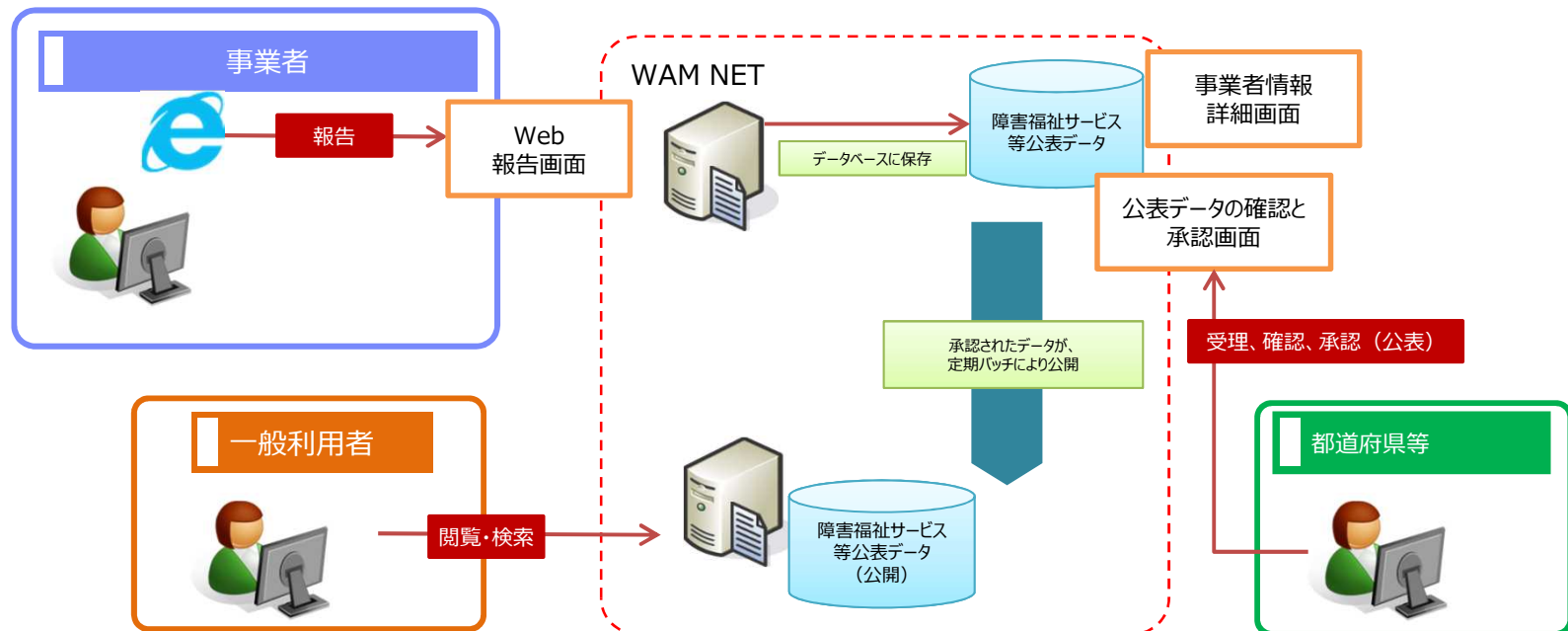
※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
別表第一	基本情報
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) <p>従たる事業所の有無</p> <p>所在地</p> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者 サービス別の項目</p>

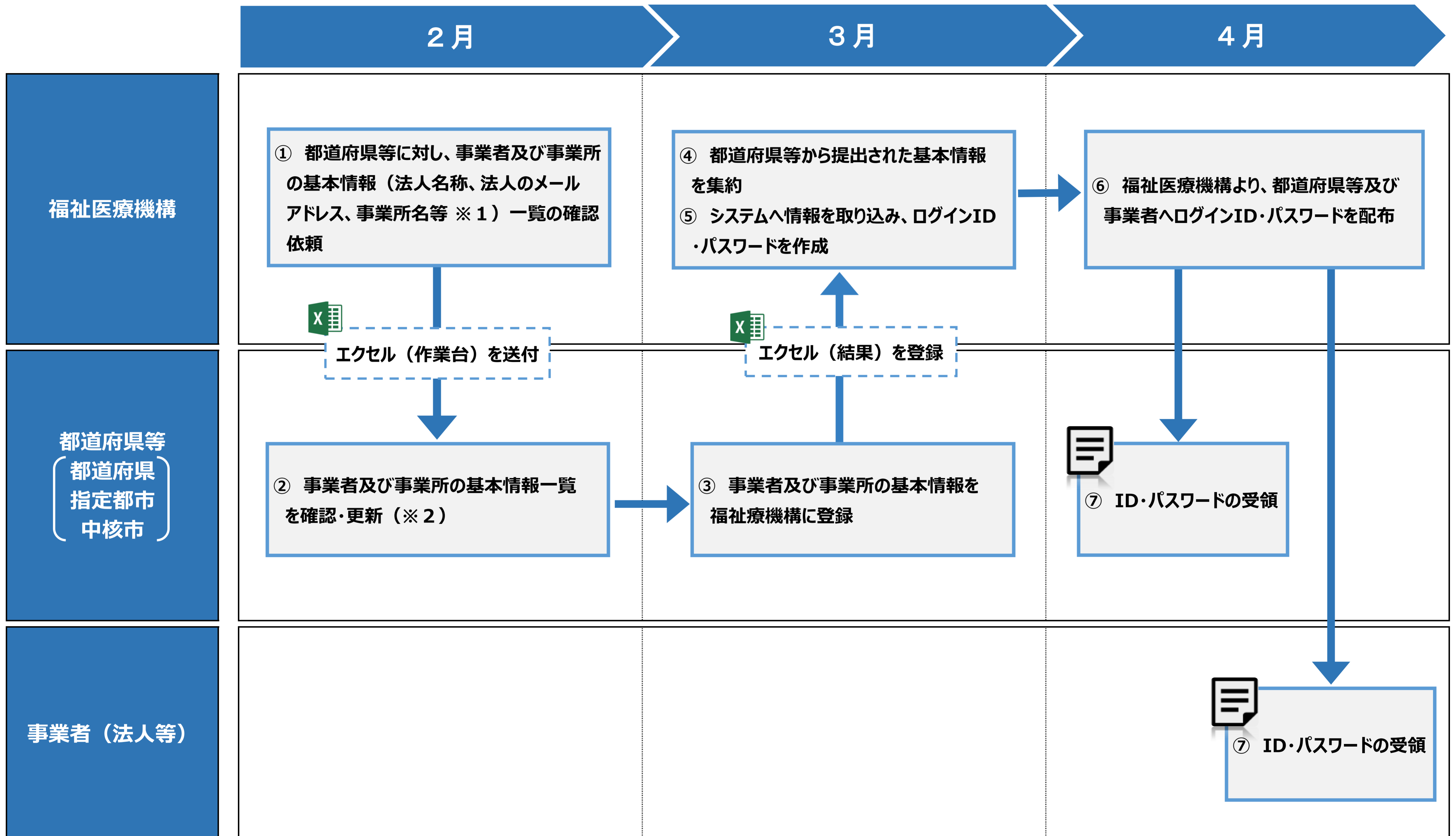
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無 <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数 <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 <p>サービス別の項目</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・利用実人員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者的人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	
<p>別表第二</p>	<p>運用情報</p>
<p>第一 サービスの内容に関する事項</p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況 	<p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>	<p>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>・計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>・事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>・安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>・個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>
<p>第三 都道府県知事が必要と認めた事項</p>	

(参考) 平成30年2月～4月における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料1



※ 1 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データ

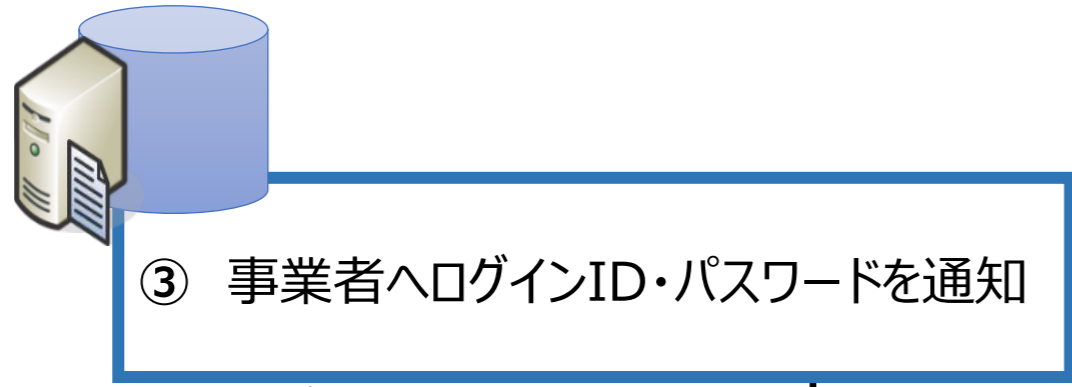
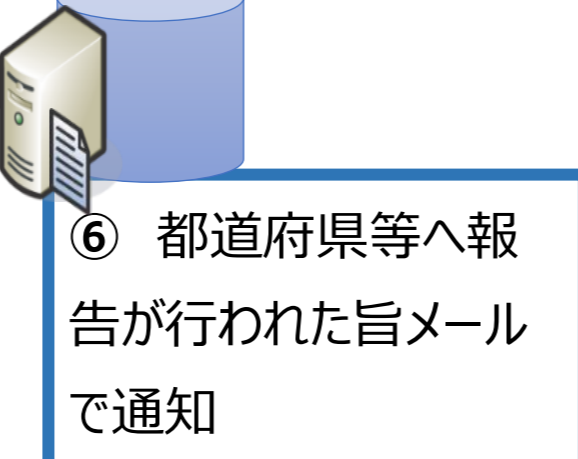
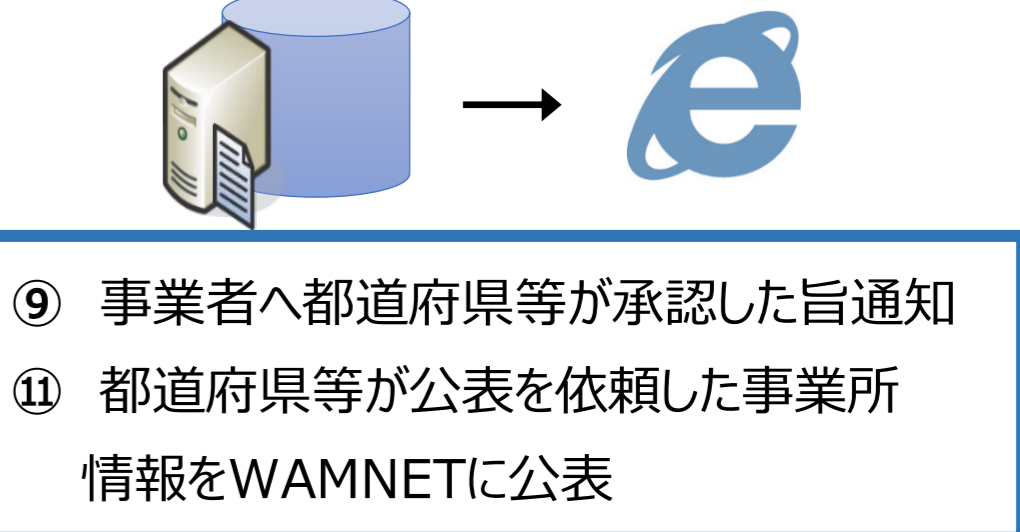
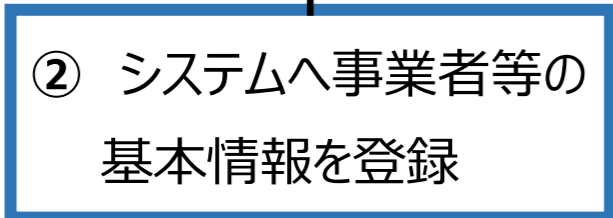
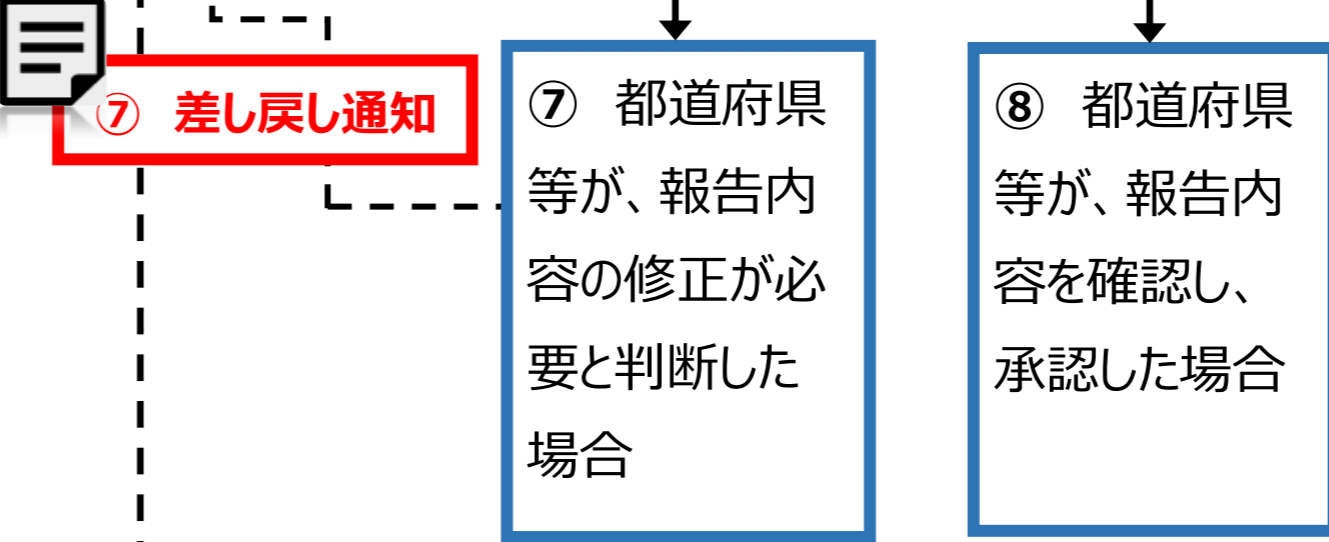
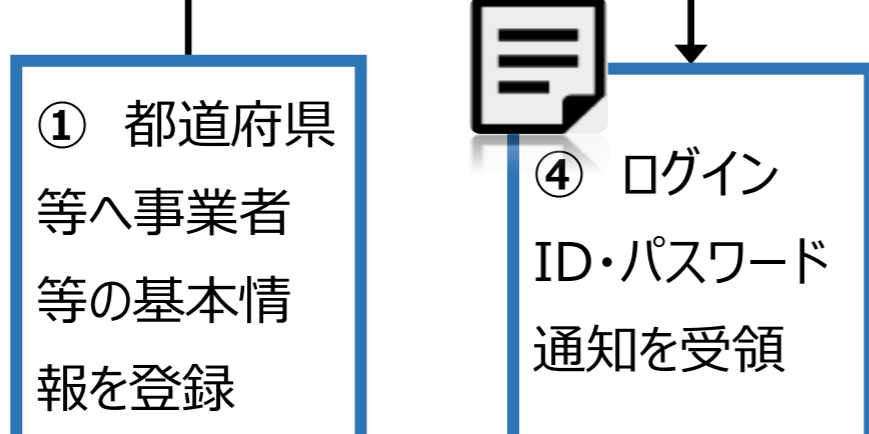
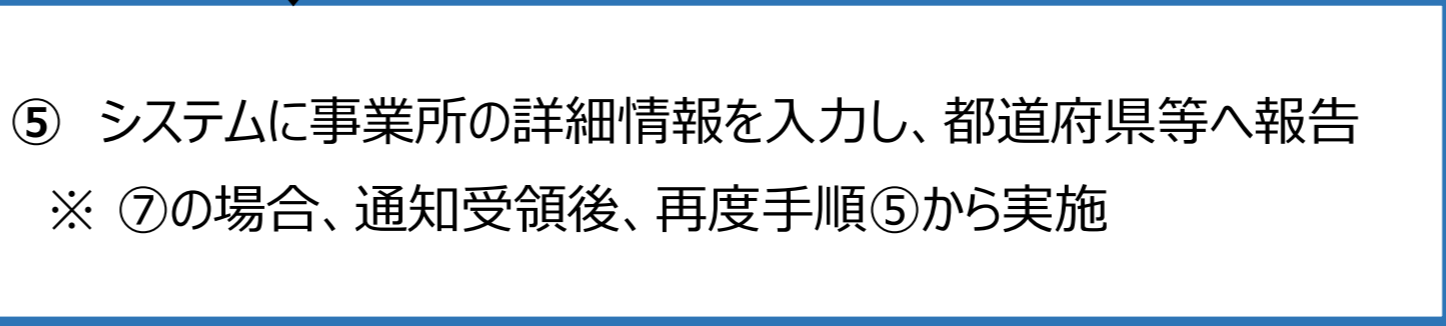
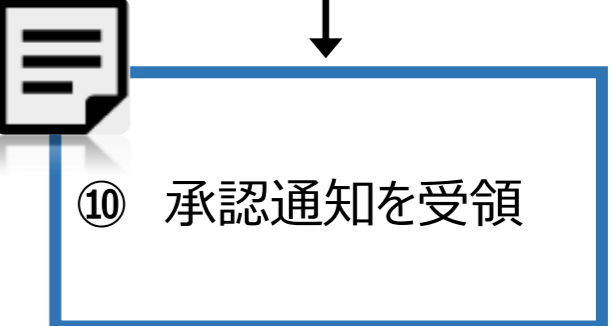
※ 2 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されている各都道府県管轄の事業所の直近データを確認
 なお、現行の事業所検索システムに登録されていない障害児サービスの基本情報については新規に登録

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

STEP 1. 事業者等の基本情報登録

STEP 2. 事業所の詳細情報入力・報告、承認

STEP 3. 公表

業務内容	<p>① 事業者は、都道府県等へ事業者及び事業所の基本情報（法人アドレス等）を登録</p> <p>② 都道府県等は、事業者から登録された基本情報を情報公表システム（以下「システム」）へ登録</p> <p>③ システムより、事業者へログインID等を通知</p> <p>④ 事業者は、システムからの通知を受領 ※ 必要に応じて、事業所担当者にID等を共有</p> <p>※ なお、平成30年3月に、都道府県等が基本情報を一括登録した事業者については、STEP 1は不要</p>	<p>⑤ 事業者は、受領したログインID・パスワードを用いてシステムにログインし、事業所の詳細情報（基本情報以外の情報）を入力した上で、都道府県等に報告</p> <p>⑥ システムより、都道府県等へ事業者から報告があった旨をメールで通知</p> <p>⑦ 事業者より報告を受けた事業所の詳細情報について、都道府県等が確認し、内容に修正が必要と判断した場合 → システムより、事業者へ差し戻しの旨通知。事業者は、通知を受領後、承認されるまで⑤からの手順を再度実施</p> <p>⑧ 都道府県等が、報告を受けた事業所の詳細情報を承認した場合 → システム上で承認処理を行い、システムへ公表を依頼</p>	<p>⑨ システムより、事業者へ都道府県等が承認した旨通知</p> <p>⑩ 事業者は、システムからの通知を受領</p> <p>⑪ 都道府県等が公表を依頼した事業所情報をWAMNETに公表</p> <p>※ 初回は平成30年9月頃を予定 9月以降は、随時更新予定</p>
情報公表システム	 <p>③ 事業者へログインID・パスワードを通知</p>	 <p>⑥ 都道府県等へ報告が行われた旨メールで通知</p>	 <p>⑨ 事業者へ都道府県等が承認した旨通知 ⑪ 都道府県等が公表を依頼した事業所情報をWAMNETに公表</p>
都道府県等 〔都道府県 指定都市 中核市〕	 <p>② システムへ事業者等の基本情報を登録</p>	 <p>⑦ 都道府県等が、報告内容の修正が必要と判断した場合</p> <p>⑧ 都道府県等が、報告内容を確認し、承認した場合</p>	
事業者 (法人等)	 <p>① 都道府県等へ事業者等の基本情報を登録</p> <p>④ ログインID・パスワード通知を受領</p>	 <p>⑤ システムに事業所の詳細情報を入力し、都道府県等へ報告 ※ ⑦の場合、通知受領後、再度手順⑤から実施</p>	 <p>⑩ 承認通知を受領</p>

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質 問	回 答
1	○ 都道府県等は、障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴い、事業所情報を公表するためのシステムを構築する必要があるのでしょうか。	○ 現在、福祉医療機構（以下「機構」という。）が運営しているWAMNETのコンテンツ「障害福祉サービス事業所検索システム」を廃止し、新たに障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を構築するので、都道府県等において、新たにシステムを構築する必要はありません。
2	○ 情報公表システムには、いつ頃からログインが可能になるのでしょうか。	○ ログイン可能な時期については、事業者のみならず都道府県等担当者においても、平成30年4月1日以降を予定しております。試用期間は設けておりませんが、適宜、必要な情報を提供させていただきます。
3	○ 本事務連絡「作業依頼①」について、機構が運営しているWAMNETの障害福祉サービス事業所検索システムに登録されていない障害児サービス等の情報については、どのように集約を図ればよいのでしょうか。	○ 都道府県が事業所の指定の実施主体でない場合は、適宜、実施主体である管内市区町村等との連携を図っていただき、事業者及び事業所の基本情報を集約いただきますようお願いいたします。 ○ なお、登録作業台については、別途、機構より送付されます。
4	○ 今後、事業者へ報告を行っていただくとのことですが、事業者がメールアドレスを持っていない、インターネット環境が整っていない等、電子上において報告ができない場合はどうしたらよいのでしょうか。	○ 事業者のインターネット環境が整っていない等やむをえない場合については、事業者が、都道府県等に対して紙媒体による報告を行い、当該報告内容を都道府県等の担当者が情報公表システムへ入力いただく等の柔軟な対応を行ってください。
5	○ 厚生労働省及び機構からの事務連絡等については、今後、自治体のどちらの宛先に送付されるのでしょうか。	○ 平成29年12月28日付け事務連絡のご依頼にてご登録いただいた各自治体代表窓口宛てに送付いたします。窓口の変更等ございましたら、適宜、機構までご連絡ください。
6	○ 都道府県等に対しては、ID及びパスワード（以下「ID等」という。）が情報公表システムより平成30年3月中に通知されるとのことですが、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。	○ 本事務連絡「作業依頼②」において各自治体にご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに通知されます。 ○ なお、複数のメールアドレス宛てに通知することも可能ですので、機構までご連絡ください。
7	○ 本事務連絡「作業依頼②」において、都道府県等は、情報公表システム専用メールアドレスを別途登録とのことですが、既存の代表窓口メールアドレスでは登録できないのでしょうか。	○ 既存の代表窓口メールアドレスでも登録は可能ですが、今後、情報公表システムより数多く通知が届くことが想定されますので、別途、情報公表システム専用メールアドレスを作成いただくことを推奨いたします。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質 問	回 答
8	○ 平成29年12月28日付け事務連絡において、ID等は都道府県等の担当者のメールアドレスに紐付くとのことでしたが、その取扱いに変更はあるのでしょうか。	○ ID等は担当者のメールアドレスに紐付くものではありません。このため、人事異動による担当者の変更等の際にも、前任者が使用していたID等を、後任者が引き続き使用しても差し支えないものとなります。
9	○ 事業者（法人等）が都道府県等へ報告した際、情報公表システムから都道府県等の情報公表システム専用メールアドレス宛てに報告完了メールが送付されるとのことですが、報告を行った事業所の地域ごと（A市、B町など）によって、通知の宛先を振り分ける仕組みを設けているのでしょうか。	○ そのような仕組みは設けておらず、管内事業所から都道府県等へ報告された際は、全ての報告完了メールが本事務連絡「作業依頼②」においてご登録いただいた情報公表システム専用メールアドレス宛てに送付されます。 ○ なお、情報公表システムにログイン後、報告された内容の承認作業を行う際、報告があがった事業所の住所ごと（市区町村まで）にフィルターをかけることは可能であり、地域別に承認作業を行いたい場合は、当該方法を活用してください。 ○ また、サービス別（居宅介護、重度訪問介護など）にフィルターをかけることも可能ですので、サービス別に承認作業を行いたい場合は、当該方法を活用してください。
10	○ 都道府県等担当者において、同じID等を複数人が使用することは可能でしょうか。	○ 承認手続きを行った際、情報公表システム上に作業を行ったID名が表示されます。これにより、IDごとに担当者を振り分けていただければ、どなたが作業を行ったかが分かるような仕組みを設けておりますので、都道府県等の担当者におかれては、同じID等を複数人で使用はせず、個別にID等を使用していただきますようお願いいたします。
11	○ 事業者（法人等）は、どこの自治体に対して報告すればよいのでしょうか。	○ 事業所の指定をしている都道府県、指定都市、中核市に対して報告を行います。 ※1 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業者については、その市区町村を管轄する都道府県に対して報告を行います。 ※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者については、その中核市を管轄する都道府県に対して報告を行います。ただし、その中核市が児童相談所設置している場合（現行においては、横須賀市、金沢市）については、当該中核市に報告を行います。 ※3 また、条例による権限移譲により、報告先が都道府県等ではない場合もございますので、詳細は、各自治体にご連絡ください。
12	○ 事業者（法人等）に対しては、ID等が情報公表システムより平成30年4月以降に通知されるとのことですが、具体的にどちら宛てに通知されるのでしょうか。	○ 事業者（法人等）が、都道府県等にご登録いただくメールアドレス宛てに通知されます。 ○ なお、事業者（法人等）ではなく、事業所が詳細情報を入力することを予定している場合は、事業者（法人等）から事業所へID等を共有してください。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質 問	回 答
13	○ ID等は、すべての事業所に対して通知されるのでしょうか。	<p>○ ID等は、事業所に対してではなく、事業者（法人等）に対して付与されます。</p> <p>○ また、事業者（法人等）が、複数の都道府県等において事業所を運営している場合は、各都道府県等用のID等がそれぞれ付与されることとなります。（例えば、A県及びB県において事業所を運営している場合は、A県用、B県用の2つのID等が、それぞれ事業者（法人等）に付与されます。）</p> <p>○ 事業所に対してID等を共有いただく場合は、事業者（法人等）から事業所へID等を共有してください。</p>
14	○ No. 13について、例えば、事業者（法人等）が、A県においてa事業所、b事業所を実施している場合は、ID等はどのように使用すればよいのでしょうか。	<p>○ 情報公表システムから、事業者（法人等）に対してA県用のID等が1つ付与されますので、事業者（法人等）から、a事業所、b事業所にA県用のID等を共有してください。</p> <p>○ a事業所、b事業所が使用するID等は、同じA県用のID等を使用することとなります。</p> <p>○ なお、a事業所、b事業所は、同じA県用のID等で同時にログインを行い、入力を行っていただいても支障はありません。</p>
15	○ No. 10において、都道府県等の担当者は、同じID等を複数人で使用しない旨の記載がありましたが、事業者（法人等）と取扱いが異なるのでしょうか。	○ 事業者（法人等）においては、同じID等を複数事業所で共有して使用することとなりますので、都道府県等の担当者とは取扱いが異なります。
16	○ 既存の事業所の報告は完了しているが、新規に事業所の指定を受けて事業を開始する場合にも、法人等の基本情報も含めて、都道府県等への報告は再度必要でしょうか。	<p>○ 情報公表制度は、指定事業所（サービス）ごとに報告を行う必要がありますので、新規に事業所を設立し、事業を開始した場合には、都道府県等への報告が必要となります。</p> <p>○ なお、既に当該都道府県等に対して法人情報等の基本情報を報告している場合のみ、事務負担軽減の観点から、一部の入力項目を省略する仕組みを設けております。（当該都道府県等以外の自治体に対して報告を行っている場合については、入力項目を省略することはできません。）</p>
17	○ 平成30年4月以降において、本事務連絡のように都道府県等が、事業者及び事業所の基本情報を一括して情報公表システムに登録することは可能でしょうか。	○ 一括登録については、本事務連絡のみの対応となりますので、平成30年4月以降は、個別に情報公表システムへ事業者及び事業所情報を登録いただくこととなります。
18	○ 実際に事業所情報がインターネット上で公表されるのは、いつ頃になるのでしょうか。	○ 平成30年度においては、平成30年9月に一斉に公表する予定です。9月以降は、随時公表予定です。

○ 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A

No.	質 問	回 答
19	○ これまで、機構が運営する障害福祉サービス事業所検索システムのために、機構に対して事業所情報を提供していましたが、今後、当該作業はどうなるのでしょうか。	○ No. 1に記載のとおり、障害福祉サービス事業所検索システムは廃止となることから、今後、当該作業は不要となります。
20	○ 報告内容を確認する際、どういう点に気をつけて確認を行えばよいのでしょうか。	○ 記入漏れがないかをご確認いただくことはもちろんのこと、指定を行う際に事業者等から提出いただいた資料や、今後、お示しする各サービス別の記入要領等に基づきご確認をお願いします。
21	○ 都道府県等が、事業者（法人等）からの報告内容に修正が必要だと判断した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。	○ 差し戻し理由を記入する欄を設けておりますので、当該修正すべき内容について、事業者（法人等）に対して情報公表システムから差し戻し通知が送付（メール）されますので、事業者（法人等）は当該通知を受領後、必要な修正を行っていただくようお願いします。
22	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認すると、すぐにWAMNET上に公表されるのでしょうか。	○ 都道府県等が報告内容を承認後、すぐにWAMNET上に公表されるものではなく、情報公表システムに公表依頼を行った後、翌日にWAMNET上に公表されます。
23	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、事業者（法人等）へ通知されるのでしょうか。	○ 都道府県等が承認後、情報公表システムより事業者（法人等）へ通知します。 ○ なお、WAMNET上に公表された際は、事業者（法人等）へ通知はされません。
24	○ 都道府県等が事業者（法人等）からの報告内容を承認後、内容に不備があった場合、公表を取り消すことは可能でしょうか。	○ WAMNET上に公表後、修正を行いたい場合は、通常の手続きと同様に、再度、事業者が内容を修正いただき、都道府県等が報告内容を承認後、情報公表システムに公表依頼を行った後、修正内容が公表されます。
25	○ WAMNET上に公表された事業所情報はどのように保存できるのでしょうか。	○ WAMNET上に公表された事業所情報は、各都道府県等がCSVで保存できる予定です。
26	○ WAMNET上に公表された事業所情報の保存期間に制限はあるのでしょうか。	○ 一定期間内において、各都道府県等に事業所情報の保存作業を行っていただく予定です。 ○ なお、具体的な保存期間については、今後、お示しさせていただく予定です。
27	○ 今後、厚生労働省ホームページにおいて、情報公表制度の周知は行うのでしょうか。	○ 実施する予定です。